

個人が国外転出する場合における有価証券等に係る譲渡所得等の課税の特例

個人が日本からキャピタルゲイン非課税国に出国し、その後所有する有価証券を譲渡することにより、日本でも出国先の国でも所得税の課税を避けることを防ぐため、平成27年1月14日に閣議決定された平成27年度税制改正大綱では、所得税の課税の特例の創設が盛り込まれました。今回は、その概要を説明します。

1. 国外転出をする場合の所得税の譲渡所得等の特例

国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。)をする個人(居住者)が、所得税法に規定する有価証券や未決済のデリバティブ取引等(以下、併せて「有価証券等」という。)を有する場合に、①国外転出の時におけるその有価証券等の価額に相当する金額(注)で算定するその有価証券等の価額が1億円以上であり、かつ、②国外転出の日前10年以内に国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超であるときは、原則、その国外転出の時に、その時におけるその有価証券等の価額に相当する金額(注)により、その有価証券等を譲渡又は決済(以下、「譲渡等」という。)したものとみなし、譲渡所得等の金額を計算することとされます。

(注)国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までには納税管理人の届出をしていない場合は、国外転出の予定日の3ヶ月前の日における、その有価証券等の価額に相当する金額とされます。

2. 国外転出後5年経過日までに帰国した場合

1の特例の適用を受けた者が、国外転出の日から5年を経過する日までに帰国をした場合、その者が当該国外転出の時において有していた有価証券等で、当該国外転出の時以後引き続き有していたものについて、税務署長は原則、本特例による課税を取消することができます。国外転出をした者がこの課税の取消を受けたい場合は、その帰国の日から4ヶ月を経過する日までに更正の請求をする必要があります。

3. 納税猶予

(1) 制度の概要

一時的な国外転出で有価証券等を譲渡等せずに帰国する予定の者や、納税資金が不足する者への配慮のため、国外転出をする居住者で、その国外転出の時において有する有価証券等につき本特例の適用を受けたものが、その国外転出の日の属する年分の確定申告書に納税猶予を受けようとする旨の記載をし

た場合は、担保提供及び納税管理人の選定を要件に、その国外転出の日の属する年分の所得税のうち、本特例により有価証券等の譲渡等があったものとされた所得に係る部分については、その国外転出の日から5年(申請により10年まで延長できます。)を経過する日(同日前に帰国をする場合には、同日とその者の帰国の日から4ヶ月を経過する日のいずれか早い日)まで、その納税が猶予されます。

(2) 届出書の提出

納税猶予を受けている者は、その各年の12月31日(基準日)における納税猶予に係る有価証券等に関する届出書を、基準日の属する年の翌年3月15日(提出期限)までに、税務署長に提出する必要があります。届出書を提出期限までに提出しなかった場合には、提出期限の翌日から4ヶ月を経過する日をもって、納税猶予の期限とされます。

(3) 納税猶予期限前に有価証券等を譲渡等した場合

本特例の適用を受けた者で納税猶予を受けているものが、その納税猶予の期限までに本特例の対象となった有価証券等の譲渡等をした場合には、その納税猶予に係る所得税のうち当該譲渡等があった有価証券等に係る部分については、その譲渡等があった日から4ヶ月を経過する日をもって納税猶予に係る期限とされます。

この場合、その譲渡価額又は決済損益が国外転出の時に課税が行われた額を下回る等のときは、その譲渡等があった日から4ヶ月を経過する日までに更正の請求をすることにより、その国外転出の日の属する年分の所得税の減額等を受けることができます。

(4) 納税猶予期限が到来した場合の取扱い

納税猶予期限が到来した場合には、納税猶予の適用を受けていた者は、納税が猶予されていた所得税の他、納税猶予期間に係る利子税を合わせて納付する必要があります。

この場合、納税猶予期限が到来した日の有価証券等の価額や決済損益が本特例の対象となった金額を下回る等のときは、その到来の日から4ヶ月を経過する日までに更正の請求をすることにより、その国外転出の日の属する年分の所得税の減額等を受けることができます。

4. 適用時期

本特例は、平成27年7月1日以後に国外転出をする場合について適用されます。